

## 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の概要

### (趣旨)

食と農林水産業の地域ブランド協議会は、平成19年11月に、農林水産物・地域食品の地域ブランド化の取組主体や地域ブランド化の支援者、加工・流通の関係者等が幅広く参集し、相互に情報の交換や提供、交流等を実施するために設立されました。

### (活動内容)

1. 会員が実際に集まって行う活動
  - ・有識者による講演会、パネルディスカッション、セミナー等の開催
  - ・会員同士の交流・情報交換 等
2. ホームページやメールを活用した活動
  - ・会員からの各種PR情報の発信(産地や産品、イベント、支援情報等)
  - ・先進的取組事例の紹介
  - ・地域ブランドをめぐるさまざまな情報(政策動向、支援事業など)の提供 等

### (入会申込方法)

添付の「入会申込書」に必要事項を記入して、「お問い合わせ先・お申し込み先」宛てに郵送またはファックスでお送りください。

下記のホームページからも、オンラインで参加申込が可能です。

申し込みの前に「設立趣意書」(2ページ)と「規約」(3ページ)を必ずお読みいただき、ご同意の上、お申込みください。  
会員情報については、協議会事務局の財団法人都市農山漁村交流活性化機構が定める「個人情報取扱方針」(4ページ)に基づいて、協議会活動の推進にのみ利用することといたします。

### (事務局)

農林水産省生産局知的財産課 財団法人都市農山漁村交流活性化機構

### (お問い合わせ先・お申し込み先)

「食と農林水産業の地域ブランド協議会」事務局

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-3 不二ビル8階

財団法人都市農山漁村交流活性化機構(愛称:まちむら交流きこう)内

電話:03-3548-2726(原田)、03-3548-2716(佐藤)

FAX:03-3276-6771

メール:info@syoku-brand.com

ホームページ <http://www.syoku-brand.com>

## 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」設立趣意書

### 1．協議会設立の趣旨

地域ブランド化の取組は、地域の特性を活かした付加価値を付けて、特徴あるものや品質の高いものを販売し、消費者の支持・信頼を得て、それにより地域の農林水産業・食品産業の競争力強化や地域活性化につなげていこうとするものです。昨年（平成 18 年）4 月に始まった地域団体商標制度により、各地域の地域ブランドに対する意識はこれまでになく高まっています。

このような農林水産物・食品の地域ブランド化に向けた各地域の取組を効果的なものとしていくとともに、全国に広げていくためには、農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む主体や地域ブランド化を支援する者が広く参集し、情報提供・交換、交流等を行い、それぞれの連携を促進することによって個々の取組をさらに進展させることが重要です。

このため、今般、地域ブランドの取組を積極的に進めることを目的として、「食と農林水産業の地域ブランド協議会」を設立するものであります。

### 2．協議会で実施する事項

- (1) 真に力のある地域ブランドを確立するための情報・ノウハウの提供・交換
- (2) 先進的な地域ブランド化の取組の紹介
- (3) その他地域ブランド化の取組を推進するために必要な活動

### 3．協議会の会員

協議会の会員は、次のいずれかの者であって、協議会の設立趣旨に賛同する者を、全国から募集します。

- (1) 農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む個人・法人及び団体
- (2) 農林水産物・地域食品の地域ブランド化に向けた各地の取組に対して支援しようとする個人・法人及び団体

平成 19 年 10 月

食と農林水産業の地域ブランド協議会発起人会

## 「食と農林水産業の地域ブランド協議会」規約

### (名称)

第1条 本会は、食と農林水産業の地域ブランド協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、農林水産物・地域食品の地域ブランド化に取り組む主体や地域ブランド化を支援する者が広く参集し、情報提供・交換等を行い、それぞれの連携を促進することによって個々の取組をさらに進展させるとともに、全国的に地域ブランドの取組を広めることを目的とする。

### (活動)

第3条 協議会は、次の活動を行う。

- (1) 真に力のある地域ブランドを確立するための情報・ノウハウの提供・交換
- (2) 先進的な地域ブランド化の取組の紹介
- (3) その他地域ブランド化の取組を推進するために必要な活動

### (会員)

第4条 会員は、協議会の設立趣旨に賛同する、地域ブランド化に取り組む主体並びに地域ブランド化を支援する個人及び法人、関係団体、地方公共団体等により構成する。

2 会員は、第1項の者の申し出又は現会員の推薦に基づき、総会又は幹事会の承認を経て追加できるものとする。幹事会の承認により会員が追加された場合にあっては、その幹事会の開催の日の直後に開催される総会で報告を行うものとする。

### (役員)

第5条 協議会に、会長を置く。

2 前項の役員は、会員の中から総会で選任する。

3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

### (幹事会)

第6条 協議会の業務を円滑に行うため、協議会の下に、幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の中から会長が推薦した者をもって組織し、幹事長及び幹事により構成する。

### (事務局)

第7条 事務局は、農林水産省生産局知的財産課及び財団法人都市農山漁村交流活性化機構に置く。

### (その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。

### 附 則

この規約は、平成19年11月21日から施行する。

### 附 則

この規約は、平成20年 8月 1日から施行する。

# 個人情報取扱方針

財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下、「機構」と略します。）は、個人情報の取扱いに関しては次のとおり取扱い、個人情報の適切な保護に努めます。

## （基本的事項）

第1 機構は、個人情報保護の重要性を認識し、業務を実施するに当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行います。

## （個人情報の収集）

第2 機構が業務を行うために個人情報を収集する時は、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、必要最小限の情報を適法かつ公正な手段によって行うとともに、ご本人の同意をいただきます。

## （個人情報の利用）

第3 機構は、取得した個人情報を利用するときは、個人情報の利用の目的を明示し、その目的を達成するための業務上必要な範囲にとどめます。次の場合を除いて、個人が特定できる情報を利用したり外部に提供することはありません。  
ご本人が同意されている場合  
法令など又は公共の利益のために必要とされている場合  
利用目的を達成するうえで、ご本人のために必要であると考えられる場合

## （情報の管理）

第4 機構は、取得した個人情報については、漏洩、滅失又は毀損などを防止するため万全の措置を講じます。

## （事務従事者への周知）

第5 機構は、業務に従事している者に対して、在職中および退職後においても、この業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させます。

## （本人への情報開示）

第6 機構は、業務の執行に当たって取り扱っている個人情報の状況について、本人より申し出があった時には、随時その情報を開示します。

## （苦情処理）

第7 機構は、個人情報の取扱いに関する利用、提供、開示又は訂正等を始めとした苦情一般に対し適切に取り組みます。

この取扱いは、平成17年4月1日から施行する。

# 参加申込書

平成 年 月 日

「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の設立趣旨に賛同し、協議会に参加します。

<b>【会員名】</b> (個人名又は法人・団体名)		
会員のカテゴリー (最もあてはまると思われるものに を付けて下さい。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ブランド取組主体</li> <li>・地域ブランドアドバイザー(個人)</li> <li>・地域ブランドに対するアドバイス・コンサルティングを行う法人又は団体</li> <li>・流通・加工・販売に関する法人又は団体(地域ブランド取組主体を除く。)</li> <li>・農林水産業・食品産業の事業者の組織する団体(地域ブランド取組主体を除く。)</li> <li>・消費者団体</li> <li>・地方公共団体</li> <li>・その他</li> </ul>	
<b>【参加を希望される理由を簡単にご記入下さい】</b>		
<b>【連絡先】</b>		公表してよい情報の欄は、公表を希望しない情報の欄は×を記載
住所	〒	
TEL		
FAX		
HPアドレス		
E-mail		
<b>【協議会員が個人である場合の肩書・役職等】</b>		
<b>【協議会員が法人・団体である場合の連絡担当者の部署名・氏名】</b>		

会員名簿は、会員相互の情報交換等を促進するとの観点から、公表扱いとさせていただきます。つきましては、公表しても差し支えない情報の欄に を、公表されることを希望しない情報の欄に×をご記載ください。

なお、ご記載いただいた上記の情報は、同協議会で必要な限りにおいて使用するものであることを申し添えます。

協議会の活動は、主にメールを活用いたします。メールアドレスをお持ちの際には、極力メールアドレスを事務局にご教示くださいますよう、お願いいたします。(メールアドレスの公表を望まない場合には、メールアドレスの右の欄に「×」をご記載ください。)

連絡先の正確性を期すため、印字されたもの(お名刺、会社の連絡先が印字された封筒等)の添付にご協力下さい。